

おしえて  
んだんだぼんだ！



んだんだぼんだ

「ミエ〜ル通信」オリジナルキャラクター

今回のテーマ「農地パトロールってなあに？パート1」

ハロ〜☆前回学んだ農地利用最適化の3本柱「集」・「新」・「遊」のうち「遊」は覚えているかな？…そう！「遊休農地の発生防止・解消」だよ！今回は、その中から「農地パトロール」を取り上げて紹介するよ☆

## ポイントその1

### 農地は法律で守られている！？

農地法第2条の2では、農地(田、畑、樹園地など)を所有している人や借りている人は、農業上の「適正かつ効率的な」利用をすることが義務付けられています。

農地は農地として使わなければいけないことが分かったね！  
耕作しない時は、草刈りなどの適正な管理をすることが必要なんだ！

## ポイントその2

### 農業委員会のやるべきこととは！？

農業委員会法第6条第2項…「農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保」

農業委員会は農地をパトロールして、地域の現状把握につとめているんだ！  
遊休農地の所有者には、農地を適正に利用するように働きかけるんだ！

次月号「農地パトロールってなあに？パート2」へ続く！！「遊休農地」について詳しく解説するよ☆

## PICK UP

福島市農業委員会の委員は、一人ひとりが、日々の活動を「活動記録簿」に記録しています。このコーナーでは、委員の普段の活動を「活動記録簿」から抜粋して紹介します☆

### 集

#### 担い手への農地集積・集約化

- ☞ 出し手の農地を受け手の人と一緒に現地を確認した。
- ☞ 貸出し可能な水田面積について、電話での聞き取りを実施した。
- ☞ 地区の農業従事者がお亡くなりになり、農地中間管理機構を紹介した。
- ☞ 若手農業者グループより、農地を借りたい人がいるとの情報を受け農地を探した。
- ☞ 地区の会議に出席し、樹園地の現状を情報共有した。高齢化が進み、担い手不足が深刻になっていることを確認した。

### その他

- ☞ 認定農業者との意見交換会がコロナ禍により中止のため、区域内の認定農業者へアンケートを配布した。
- ☞ 地区の農家の主人がお亡くなりになり、農地の今後の取扱いについて話をした。



しっかり地域の現状を把握することを大切にしているんだ☆



コロナ禍でもできることを工夫して活動しているんだ☆

10月から12月の活動

### 新

#### 新規参入の促進

- ☞ 新規就農希望者の訪問を受け、次世代交付金について話を聞いた。
- ☞ 新規就農者から経営相談を受けた。
- ☞ 農地を借りたいとの意向を聞き取り、貸し手を紹介した。
- ☞ 新規就農者が借り受ける農地を確認した。

経営が順調に発展するように就農後のフォローもあるんだ☆



### 遊

#### 遊休農地の発生防止・解消

- ☞ 地区の遊休農地を確認し、地図上に記録した。
- ☞ 農地パトロール中、生産者へ現状を聞き取りした。
- ☞ 地区の方から遊休農地売却の相談を受けた。
- ☞ 地元の若手後継者から、遊休農地の利用について相談を受けた。
- ☞ 遊休農地の活用についての話し合いに参加した。

遊休農地など農地のことでお困りのときは、福島市農業委員会へご相談ください。